

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。（P.12～）（P.27・28）
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリスト（P.28）による判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

総合事業についての Q & A



Q 総合事業を利用するにはどうすればいいのですか？

A まずは、地域包括支援センターまたは、松阪市高齢者支援課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



Q 「要介護」の人は総合事業を利用できますか？

A 総合事業は「要支援1・2」または「事業対象者」が利用するサービスです。「要介護1～5」の方は、介護保険（介護給付）によるサービスを利用できますので、ケアマネジャー等にご相談ください。



介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者の生活支援のニーズに対応できるよう、介護サービス事業所による訪問型サービスや通所型サービスとともに、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供し、これらのサービスが適切に利用できるようケアマネジメントを行います。

- 対象者**
- ① 要支援認定を受けた方
 - ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となった方（要支援に相当する方を想定しています）

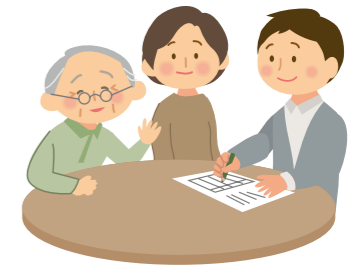


総合事業の利用について相談する

ケアプランを作成

要支援1・2 事業対象者 **かいごよぼう 介護予防ケアマネジメント**

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



ケアプランの作成および相談は無料です



自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要支援1・2 事業対象者 **ほうもんがた 訪問型サービス（身体介護や生活援助）**

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。

- **利用回数** 週1回～ 地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。
※利用者の状態によって利用回数に上限があります。



自己負担（1割）のめやす

1カ月あたり		1回あたり	
週2回	2,349円	週2回	272円

※加算によって自己負担額が変動する場合があります。